

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【公表番号】特表2005-526822(P2005-526822A)

【公表日】平成17年9月8日(2005.9.8)

【年通号数】公開・登録公報2005-035

【出願番号】特願2003-581793(P2003-581793)

【国際特許分類】

A 6 1 K	36/18	(2006.01)
A 6 1 K	9/06	(2006.01)
A 6 1 K	9/10	(2006.01)
A 6 1 K	9/12	(2006.01)
A 6 1 K	31/426	(2006.01)
A 6 1 K	31/704	(2006.01)
A 6 1 K	47/06	(2006.01)
A 6 1 K	47/10	(2006.01)
A 6 1 K	47/22	(2006.01)
A 6 1 K	47/36	(2006.01)
A 6 1 P	17/02	(2006.01)
A 6 1 P	29/00	(2006.01)
A 6 1 P	37/08	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	35/78	C
A 6 1 K	9/06	
A 6 1 K	9/10	
A 6 1 K	9/12	
A 6 1 K	31/426	
A 6 1 K	31/704	
A 6 1 K	47/06	
A 6 1 K	47/10	
A 6 1 K	47/22	
A 6 1 K	47/36	
A 6 1 P	17/02	
A 6 1 P	29/00	
A 6 1 P	37/08	

【手続補正書】

【提出日】平成17年11月1日(2005.11.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

アトピー性皮膚炎、アレルギー性接触皮膚炎、脂漏性皮膚炎、放射性皮膚炎、乾燥症、乾癬およびアトピーを治療する局所薬剤を製造するための、プロアントシアニジンの使用。

【請求項2】

膣、直腸、口腔内および眼の粘膜の炎症症状を治療するための、請求項1に記載の使用。

【請求項3】

プロアントシアニジンがリン脂質との錯体形成体である、請求項1～2のいずれか1つに記載の使用。

【請求項4】

プロアントシアニジンがグリチルレチン酸と組み合わせて用いられる、請求項1～3のいずれか1つに記載の使用。

【請求項5】

プロアントシアニジンがさらにテルメステインと組み合わせて用いられる、請求項1～4のいずれか1つに記載の使用。

【請求項6】

プロアントシアニジンがさらに-ビサボロールと組み合わせて用いられる、請求項1～5のいずれか1つに記載の使用。

【請求項7】

プロアントシアニジンがさらにピロクトンオラミンと組み合わせて用いられる、請求項1～6のいずれか1つに記載の使用。

【請求項8】

プロアントシアニジンがさらに湿潤剤および保湿剤と組み合わせて用いられる、請求項1～7のいずれか1つに記載の使用。

【請求項9】

適当な担体と混合して、活性成分としてプロアントシアニジン、グリチルレチン酸およびテルメステインを含む、局所投与用医薬組成物。

【請求項10】

クリーム、ゲル、ローション、懸濁液、スプレー、軟膏、泡の形体である、請求項9に記載の医薬組成物。

【請求項11】

該担体がスクアレン、脂肪酸、脂肪酸エステル、植物油、天然もしくは合成のトリグリセリドを含む、請求項9または10に記載の医薬組成物。

【請求項12】

該担体がスクアレン、カリテバター、パルミチン酸オクチルおよびオエノテラオイルを含む、請求項11に記載の医薬組成物。

【請求項13】

さらにトコフェロール、アスコルビン酸またはそのエステルを含む、請求項9～12のいずれか1つに記載の医薬組成物。

【請求項14】

酢酸トコフェロールおよびパルミチン酸アスコルビルもしくはテトラパルミチン酸アスコルビルを含む、請求項13に記載の医薬組成物。

【請求項15】

サリチル酸を含む、請求項9～14のいずれか1つに記載の医薬組成物。

【請求項16】

ヒアルロン酸を含む、請求項9～15のいずれか1つに記載の医薬組成物。

【請求項17】

-ビサボロール、亜鉛ピドレート、アラントイン、ピロクトンオラミンから選択される少なくとも1つの化合物をさらに含む、請求項9～16のいずれか1つに記載の医薬組成物。

【請求項18】

該活性成分が以下の濃度で存在する、請求項9～17のいずれか1つに記載の医薬組成物：

a) リン脂質との錯体形成体であるプロアントシアニジン：0.01%～1%；

- b ) グリチルレチン酸 : 0 . 1 ~ 5 % ;
- c ) テルメステイン : 0 . 0 1 % ~ 1 % 。

【請求項 19】

グリチルレチン酸が 1 % から 2 % の範囲の濃度で存在する、請求項 18 に記載の組成物。

【請求項 20】

プロアントシアニジンを含む、アトピー性皮膚炎、アレルギー性接触皮膚炎、脂漏性皮膚炎、放射性皮膚炎、乾燥症、乾癬およびアトピーの局所投与用治療剤。

【請求項 21】

さらにテルメステインを含む、請求項 20 に記載の治療剤。

【請求項 22】

さらにグリチルレチン酸を含む、請求項 20 または 21 に記載の治療剤。

【請求項 23】

さらにサリチル酸、アラントイン、ヒアルロン酸、亜鉛ピドレート、- ピサボロール、ピロクトンオラミンから選択される 1 またはそれ以上の薬剤を含む、請求項 20 ~ 22 のいずれか 1 つに記載の治療剤。